

## 市議会 12月定例会 行政報告（12月1日）

市議会 12月定例会にあたり行政報告いたします。

### 新潟県沿岸における津波浸水想定の設定について

はじめに、先月 15 日に新潟県が公表した「新潟県沿岸における津波浸水想定つなみしんすいそうていの設定について」その概要と今後の当市の対応について御報告させていただきます。

先ず、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検証するため、平成 25 年 1 月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置されました。そして、平成 26 年 8 月に、同検討会による津波断層モデルが公表され、これに基づき、新潟県が県内沿岸における新たな津波浸水想定つなみしんすいそうていを作成し、このたび、公表したものであります。

この新たな津波浸水想定つなみしんすいそうていは、平成 25 年 12 月に新潟県が独自で作成し公表していた想定よりも津波水位と浸水想定が拡大しております。当市では沿岸の最高津波水位が標高 8.7 メートル、浸水面積が 155 ヘクタールと想定されております。

市内において津波浸水が想定されるのは紫雲寺地域の藤塚浜地区と、このたび新たに浸水想定の対象となった福島潟周辺地区と佐々木地区であります。地形的に最も影響を受けるのは藤塚浜地区であります。平成 25 年 12 月に新潟県が独自で作成し公表していた想定と比較すると津波水位は高くなるものの、浸水面積の拡大はそれほど多くはならない想定となっております。

福島潟周辺地区と佐々木地区では、津波が新潟東港から福島潟放水路及び新発田川放水路そじょうを遡上し浸水するものの住宅地への影響は軽微であり、最大浸水深はさいだいしんすいしん

概ね30センチメートル以下となっております。なお、浸水開始時間は福島潟周辺地区で地震発生から6時間以上経過後、佐々木地区では地震発生から1時間以上経過後と想定されております。

こうした想定を踏まえ、藤塚浜では既に配備されている緊急告知FMラジオ、防災スピーカー及びサイレンの活用とその周知を進め、福島潟周辺地区と佐々木地区では緊急告知FMラジオの配備について関係する自治会などの皆様と相談させていただきながら進めて参りたいと考えております。

また、新発田市ハザードマップにつきましても、今年度末に津波浸水想定の内容<sup>とう</sup>等を掲載し、市内全世帯に配布する予定にしております。

なお、このたびの津波浸水<sup>つなみしんすい</sup>想定<sup>そうてい</sup>の公表で直接影響がない地域の皆様にも、ハザードマップとともに、市民公開GISの活用、自治会や自主防災組織との連携などを通じて周知を図って参りたいと考えております。

## 新発田東デイサービスセンターの指定管理終了と今後の対応について

次に、新発田東デイサービスセンターの指定管理の終了と今後の対応についてご報告いたします。

この度、<sup>たび</sup>新発田東デイサービスセンター指定管理者である新発田市社会福祉協議会から、平成32年度末の指定管理期間満了をもって指定管理を終了したい。さらに、もし、承知いただけるのならば平成30年6月30日で終了させていただきたいとの申し出がありました。

終了の理由といたしましては、東デイサービスセンターの利用者が減少しているとのことで、この影響により収益も減少することから、今年度、当該施設は赤字となる見込みであること。周辺には民間デイサービスセンターが多数開設している状

況から、今後も利用者増が見込めないこと。建築から26年目となり、施設の老朽化が目立ち、特殊浴槽等の多額の修繕費用が見込まれること、改修時には利用者とうに不便をかけることになることなどと説明を受けました。

この申し出を受け、市といたしましては、東デイサービスセンターの稼働状況及び今後必要となる修繕とそれに伴う休業により利用者にかかる負担などについて検討し、申し出の理由に妥当性があること、市内デイサービス施設の定員に余裕があり、利用者は、引き続き他の施設での受け入れが可能な状況にあることなどを総合的に勘案した結果、指定管理者の申し出を了承し、東デイサービスセンターの指定管理期間を前倒しして、平成30年6月末を目処に、施設については閉所する方向で調整させていただくことといたしました。

公設デイサービスセンター設置の経緯といたしましては、平成2年の老人福祉法改正により、在宅サービスの3本柱であるホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスの積極的な推進と老人福祉計画の策定が市町村に義務付けられ、「サービスの確保と施設整備およびサービスの提供を市町村の責任とする」とされたことから、平成3年以降に市が設置し、サービスを提供してきた施設であります。

その後、平成12年4月から介護保険制度が開始され、行政措置としてサービスが提供されていたものが、自らの選択によりサービス提供者との契約に基づき受けられるサービスとなり、また、民間事業者の参入が可能となったことから社会福祉協議会や社会福祉法人以外の多様なサービス提供者がデイサービス等とうの介護市場へ参入するようになりました。

平成18年度から公設デイサービスセンターの運営は、公募による指定管理者制度を活用して運営することとなり、東デイサービスセンターは、当初から、新発田市社会福祉協議会が運営しております。

今後の対応といたしましては、現在の利用者には他のデイサービスセンターへ移

行していただくこととなりますので、利用者にご迷惑をおかけすることのないよう、指定管理者である市社会福祉協議会に対し、丁寧な説明や周知の徹底と円滑な移行を指示して参ります。また、市といたしましても関係者に事情を十分説明するとともに、閉所の周知については、広報しぼた、市ホームページへの掲載など、混乱を招くことのないように進めて参りたいと考えております。

また、関係条例の一部改正に関する一般議案、閉所に伴い必要となる予算等<sup>とう</sup>につきましても、今後の議会で改めて上程させていただきたいと考えております。

## 肥料取締法違反に係る経過と今後の対応について

次に、有機資源センターで生産された特殊肥料の肥料取締法違反に係るその後の経過と、今後の対応について御報告いたします。

まず、経過についてであります。

肥料取締法違反により無登録の状態となっておりました当該肥料については、県による3つの有機資源センターへの現地調査や生産工程変更の届出等<sup>とう</sup>、県の指導による所定の手続きを進め、10月25日に当該肥料を普通肥料として扱うための国への登録を完了いたしました。

一方、11月15日付で肥料取締法の公定規格が改正され、動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料については、従来の普通肥料から特殊肥料へと区分が変更されました。しかし、有機資源センターで生産された特殊肥料の肥料取締法違反については、この制度改正以前の事案でありますので、所定の手続きとして、11月15日に当該肥料の「特殊肥料生産業者届出書」を県へ提出し、11月29日に特殊肥料としての届出を完了させたところであります。

これをもって、当該肥料は特殊肥料として扱えることとなりました。

これにより、肥料取締法の公定規格改正の内容と当該肥料の取扱いについては、

購入された皆様に文書でお知らせし、あわせて、順次進めてまいりました当該肥料の自主回収につきましても今後は、購入された皆様が回収のご意向がある場合限り、対応させていただきたいと考えております。

次に肥料取締法違反に伴う損害賠償額が一部確定いたしましたので御報告いたします。

出荷自粛による損害は40名で1,285,781円、新潟県特別栽培農産物認証（玉ねぎ）が取り消されたことによる損害は5名で60,942円、合わせて45名、1,346,723円であります。なお、損害額の算出につきましては、個々に訪問してお聞きした実害額であり、今議会で補正予算案件として提案させていただいており、議決後に示談の締結をさせていただきたいと考えております。

また、新潟県特別栽培農産物認証（米）が取り消されたことによる損害につきましては、今年中に損害額を確定させ、2月議会で補正予算案件として提案させていただき、今年度中に示談の締結をさせていただきたいと考えております。

なお、当該肥料の取扱いにつきましては、12月7日に肥料購入者を対象に説明会の開催を予定しております。

以上、行政報告とさせていただきます。